

練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則

平成21年 6 月 4 日

規則第48号

改正 平成27年 3 月13日規則第26号

平成27年 6 月 1 日規則第79号

平成28年 3 月31日規則第130号

令和元年 6 月25日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）および長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法および省令において使用する用語の例による。

(敷地が2以上の区域にまたがる場合の認定申請)

第3条 認定を必要とする住宅の敷地が、2以上の行政区域にまたがる場合は、その敷地の所管面積が最大の所管行政庁の認定を受けなければならない。

(認定申請戸数および変更認定申請戸数)

第4条 法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例（平成12年3月練馬区条例第63号。以下「手数料条例」という。）別表74の項の認定申請戸数は、1の建築物につき、認定申請を複数かつ同時に行う場合においては、当該申請における申請戸数を合算し算出するものとする。

2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料条例別表75の項の変更認定申請戸数は、1の建築物につき、法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を複数かつ同時に行う場合においては、当該申請における申請

戸数を合算し算出するものとする。

(区長が指定する者)

第5条 法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料条例別表74の項1の(1)の区長が指定する者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)とする。

(平28規則130・一部改正)

(認定申請書に添付する図書および調書)

第6条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、つぎに掲げるものとする。

(1) 登録住宅性能評価機関が作成した、申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合することを示す書類または住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第2項第1号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)を有する場合は、当該書類

(2) その他長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することが確認できる図書で、区長が必要と認めるもの

2 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、つぎに掲げるものとする。

(1) 1の建築物につき、認定申請を複数かつ同時に行う場合において、省令第2条第1項に掲げる図書のうち共通のものを、同時に申請するいずれかの申請書に添付したときは、当該図書

(2) 1の建築物につき、変更認定申請を複数かつ同時に行う場合において、省令第2条第1項に掲げる図書のうち共通のものを、同時に申請するいずれかの申請書に添付したときは、当該図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、前項第2号の図書を添付する場合において、

省令第2条第1項に掲げる図書のうち区長が不要と認めるもの

(平27規則26・一部改正)

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定および特定建築基準適合審査)

第7条 認定申請または変更認定申請をしようとする者は、法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をする場合で、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請をする場合に、同法第6条の3第1項の特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、区長が認定または変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第7項の適合判定通知書またはその写しに建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第3条の7第1項第1号口(1)および(2)に定める図書および書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 認定申請または変更認定申請をしようとする者は、法第6条第2項の規定による申出に併せて、建築基準法第6条の3第1項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識および技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令第9条の3の規定による特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

(平27規則79・一部改正)

(計画の通知)

第8条 法第6条第3項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、計画通知書(第1号様式)に建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

(認定申請の取下げ)

第9条 認定申請または変更認定申請をした者は、区長が認定または変更認定を

する前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第2号様式）の正本および副本を区長に届け出なければならない。

2 区長は、前条の通知を行った場合で前項の取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（第3号様式）により建築主事に通知しなければならない。

3 第1項の取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。

（報告）

第10条 認定計画実施者は、法第12条の規定により認定長期優良住宅の建築工事が完了した旨の報告を求められた場合においては、工事完了報告書（第4号様式）により、区長に報告するものとする。

2 認定計画実施者は、法第12条の規定により前項の報告以外の報告を求められた場合においては、状況報告書（第5号様式）により、報告内容を説明するための図書を添えて、区長に報告するものとする。

（取りやめる旨の申出）

第11条 法第14条第1項第2号の申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめ届（第6号様式）の正本および副本に、認定通知書（変更認定を受けた者は、認定通知書および変更認定通知書）を添えて、区長に届け出なければならない。

2 前項の取りやめ届の副本は、認定計画実施者に返還するものとする。

（取消しの通知）

第12条 法第14条第2項の規定による通知は、取消通知書（第7号様式）により行うものとする。

付 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

付 則（平成27年3月規則第26号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月規則第79号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

付 則（平成28年3月規則第130号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区長期優良住宅の普及の

促進に関する法律施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和元年6月規則第11号）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

第 号
年 月 日

計 画 通 知 書

建築主事 殿

練馬区長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)による申請が下記のとおりあったので、同法第6条第3項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記のとおり長期優良住宅建築等計画を通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 申請者の住所または主たる事務所の所在地および申請者の氏名または名称
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 添付書類
建築確認申請書

第2号様式(第9条関係)

取 下 げ 届

年 月 日

練馬区長 殿

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称

印

下記の申請を取り下げたいので、練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 取下げの理由

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第 号
年 月 日

取 下 げ 通 知 書

建築主事 殿

練馬区長 印

下記の申請は、申請者により取り下げられたので、練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 申請者の住所または主たる事務所の所在地および申請者の氏名または名称
- 4 認定に係る住宅の位置

第4号様式(第10条関係)

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

練馬区長 殿

認定計画実施者の住所または
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名または名称

印

認定長期優良住宅の建築工事が完了したので、練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第10条第1項の規定に基づき報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 建築工事が完了したことを確認した建築士等
(級)建築士()登録第 号
住所
氏名 印
(級)建築士事務所()知事登録第 号
名称
所在地

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定計画実施者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 建築工事が完了したことを確認した者が建築士以外の場合には、建築士の住所・氏名の欄にその者の住所・氏名(建築士事務所の名称・所在地の欄にその者が所属する法人の名称・所在地)を記入してください。

第5号様式(第10条関係)

状 況 報 告 書

年 月 日

練馬区長 殿

認定計画実施者の住所または
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名または名称

印

練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第10条第2項の規定に基づき、
下記のとおり建築および維持保全の状況について報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定計画実施者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合
においては、押印を省略することができます。

取 り や め 届

年 月 日

練馬区長 殿

認定計画実施者の住所または
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名または名称

印

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築または維持保全を取りやめたいので、
練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第11条第1項の規定に基づき届け
出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定計画実施者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合
においては、押印を省略することができます。

第 年 月 日 号

取 消 通 知 書

様

練馬区長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 取消しの理由

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）